

第1 議会の組織・構成・議員に関する調

1 町村数（表1）

調査日（平成19年7月1日）の町村数は、1,022 町村（827 町、195 村）である。平成18年度と比較すると、19 町村の減となっている。

また、平成17年国勢調査人口（以下「国調人口」という）から、地方自治法第91条（以下「法」という）による議員定数の人口区分に応じた人口段階別にみると、A区分（2千人未満）では65 町村（6.4%）、B区分（2千人以上5千人未満）では163 町村（16.0%）、C区分（5千人以上1万人未満）では265 町村（25.9%）、D区分（1万人以上2万人未満）では315 町村（30.8%）、E区分（2万人以上）では214 町村（20.9%）である。

平成18年度と比較すると、2千人未満のA区分以外は、町村数が微減している。

表1 町村数

（単位：団体）

年	町村数			人口段階別内訳				
	総計	町	村	A	B	C	D	E
H19	1,022	827	195	65	163	265	315	214
H18	1,041	844	197	65	166	270	320	220
増減	19	17	2	0	3	5	5	6

2 町村人口（表2）

1 町村あたりの平均人口は、平成17年国勢調査人口では13,075 人、平成19年7月1日現在の住民基本台帳人口（以下「住基人口」という）では13,155 人である。

平成18年度と比較すると、1 町村あたりの平均住基人口は、102 人の減となっている。

表2 町村人口

（単位：人）

年	国勢調査(平成17)		住民基本台帳	
	人口	1町村あたり平均	人口	1町村あたり平均
H19	13,363,153	13,075	13,444,045	13,155
H18	13,649,508	13,112	13,801,000	13,257
増減	286,355	37	356,955	102

3 議員定数・現議員数（表3～4）

1 町村あたりの議員定数の上限値の平均は 19.9 人、条例定数の平均は 14.1 人であり、上限値と条例定数の差は 5.8 人である。これを平成 18 年度と比較すると、条例定数は 1.9 人の減となっている。（表 3）

また、調査時点における現議員数は、14,163 人であり、これを平成 18 年度と比較すると、2,090 人の減となっている。（表 4）

表3 議員定数

(単位:人)

年	国勢調査人口による上限値		条例の定数	定数差
平成19	合計	20,326	14,375	5,951
	平均	19.9	14.1	5.8
平成18	合計	20,724	16,608	4,116
	平均	19.9	16.0	3.9
増減	合計	398	2,233	-
	平均	0.0	1.9	-

表4 現議員数

(単位:人)

年	定数	現議員数	人口段階別内訳					欠員数
			A	B	C	D	E	
平成19	14,375	14,163	511	1,632	3,313	4,911	3,796	212
平成18	16,608	16,253	569	1,887	3,836	5,574	4,387	355
増減	2,233	2,090	58	255	523	663	591	

4 議員の所属党派・会派・年齢構成・在職年数（表5～8）

全国の町村議員の現在数は、14,163 人であり、このうち男性議員は 13,107 人（92.5%）であり、女性議員は 1,056 人（7.5%）である。

また、所属党派別で見ると、「無所属」が 12,498 人（88.2%）と最も多く、次いで「共産党」の 930 人（6.6%）、「公明党」の 487 人（3.4%）の順となっている。（表 5）

会派があるのは 183 町村（17.9%）であり、839 町村（82.1%）では会派制をとっていない。（表 6）

年齢構成別では、「60～69 歳」が、5,919 人（41.8%）と最も多く、次いで「50～59 歳」の 5,059 人（35.7%）、「70～79 歳」の 1,891 人（13.3%）の順となっており、全町村議員の平均年齢は 60.6 歳、最年長議員は、88 歳（満年齢）である。

(表7)

議員の在職年数の区分で最も多いのは、「10年未満」の8,836人(62.4%)であり、男女別では、男性8,069人(男性議員の61.6%)、女性767人(女性議員の72.6%)と「10年未満」の割合が高い。

次いで、「10年以上20年未満」の3,834人(27.1%)、「20年以上30年未満」の1,149人(8.1%)の順となっている。

また、「50年以上」の長期在職者は1人であり、最長在職期間は51年9ヵ月である。(表7)

表5 議員の所属党派

(単位:人)

性別	議員数	党派別内訳						
		無所属	自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	その他
男性	13,107	11,918	116	53	305	665	40	10
女性	1,056	580	5	8	182	265	7	9
合計	14,163	12,498	121	61	487	930	47	19

表6 会派

(単位:団体)

会派		合計(町村数)
有	無	
183	839	1,022

表7 議員の年齢構成

(単位:人)

性別	年齢構成							平均年齢(歳)
	25~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	
男性	17	185	892	4,573	5,559	1,822	59	60.8
女性	2	14	123	486	360	69	2	57.9
合計	19	199	1,015	5,059	5,919	1,891	61	60.6

表8 議員の在職年数

(単位:人)

性別	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上	合計
男性	8,069	3,600	1,103	305	29	1	13,107
女性	767	234	46	9	0	0	1,056
合計	8,836	3,834	1,149	314	29	1	14,163

5 議長の所属党派・年齢構成・在職年数(表9~13)

議長 1,009 人のうち、男性は 993 人(98.4%)、女性は 16 人(1.6%)であり、
欠員は 13 人となっている。(表9)

議長の任期の運用では、法第 103 条第 2 項で規定される法定の「4 年」として
いるのは、550 町村(53.8%)であり、次いで「2 年」の 360 町村(35.2%)、「1 年」
の 81 町村(7.9%)となっている。

なお、県内全町村で 4 年の法定のところは、5 県(青森県、岩手県、宮城県、長
崎県、沖縄県)である。(表10)

また、議長の所属党派別は、議員の所属党派の割合と同様、「無所属」が 979 人
(97.0%)と圧倒的に多い。(表11)

年齢構成別でも、議員の年齢構成同様、「60~69 歳」が 521 人(51.6%)と最も
多く、次いで「50~59 歳」の 270 人(26.7%)、「70~79 歳」の 189 人(18.7%)
となっており、平均年齢は 63.4 歳である。(表12)

議長の在職年数で最も多いのは、「2 年未満」の 600 人(59.5%)であり、次い
で、「2 年以上 4 年未満」の 209 人(20.7%)となっている。(表13)

なお、最長在職期間は、19 年 11 ヶ月である。

表9 議長

(単位:人)

年	町村数	議長数	男女別内訳		欠員数
			男性	女性	
平成19	1,022	1,009	993	16	13
平成18	1,041	1,029	1,023	6	12
増減	19	20	30	10	1

表10 議長の任期

(単位:団体)

年	町村数	議長任期の運用			
		4年(法定)	2年	1年	その他
平成19	1,022	550	360	81	31
平成18	1,041	563	363	79	36
増減	19	13	3	2	5

表11 議長の所属党派

(単位:人)

性別	議長数	党派別内訳						
		無所属	自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	その他
男性	993	968	9	2	11	3	0	0
女性	16	11	0	0	5	0	0	0
合計	1,009	979	9	2	16	3	0	0

表12 議長の年齢構成

(単位:人)

性別	年齢構成							平均年齢(歳)
	25～30歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	
男性	0	1	22	267	510	188	5	63.4
女性	0	0	1	3	11	1	0	61.2
合計	0	1	23	270	521	189	5	63.4

表13 議長の在職年数

(単位:人)

性別	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	合計
男性	584	209	178	22	0	0	993
女性	16	0	0	0	0	0	16
合計	600	209	178	22	0	0	1,009

6 常任委員会の設置・任期（表 14～15）

常任委員会を設置している町村は 1,009 町村（98.7%）で、未設置は 13 町村（1.3%）である。

常任委員会の設置数を比較すると、「2 委員会」が 537 町村（設置町村の 53.2%）と最も多く、次いで、「3 委員会」の 409 町村（設置町村の 40.5%）、「4 委員会」の 32 町村（設置町村の 3.2%）、「1 委員会」の 29 町村（設置町村の 2.9%）の順となっており、「5 委員会以上」は 2 町村（設置町村の 0.2%）である。

1 議会あたりの常任委員会設置数の平均は 2.4 であり、1 委員会の平均定数は、6.0 人である。（表 14）

委員の任期では、「2 年」が 657 町村（設置町村の 65.1%）と最も多く、次いで「4 年」の 288 町村（設置町村の 28.5%）、「1 年」の 56 町村（設置町村の 5.6%）、「その他」の 8 町村（設置町村の 0.8%）の順である。（表 15）

なお、平成 12 年の法の改正により、常任委員会の数の制限が撤廃されたため、5 以上の常任委員会を設置できることになっている。

しかし、財政状況の逼迫等の理由から、議員定数を削減し、同時に委員会数も 3 委員会若しくは 2 委員会に移行している。

なお、平成 18 年 6 月の法の改正により、常任委員への就任について、従来の「1 人 1 箇」から「少なくとも 1」とされ、常任委員の複数所属が可能となったため、今回調査の 5 委員会以上設置の町村では、常任委員の複数所属制を採用している。

表 14 常任委員会の設置

（単位：団体）

常任委員会 設置町村数	常任委員会設置数別内訳					常任委員会 未設置町村 数	設置数 平均	1 委員会 平均定数 (人)
	5 委員会以上	4 委員会	3 委員会	2 委員会	1 委員会			
1,009	2	32	409	537	29	13	2.4	6.0

表 15 常任委員の任期

（単位：団体）

常任委員会 設置町村数	常任委員の任期別内訳			
	4 年	2 年	1 年	その他
1,009	288	657	56	8

7 議会運営委員会の設置・任期（表 16～17）

議会運営委員会を設置している町村は 995 町村（97.4%）であり、未設置は 27 町村（2.6%）である。議会運営委員会の平均定数は、5.6 人である。（表 16）

議会運営委員の任期別内訳をみると、「2 年」が 643 町村（設置町村の 64.6%）と最も多く、次いで「4 年」の 285 町村（設置町村の 28.7%）、「1 年」の 58 町村（設置町村の 5.8%）、「その他」の 9 町村（設置町村 0.9%）の順である。（表 17）

表 16 議会運営委員会の設置

（単位：団体）

議会運営委員会		平均定数 (人)
設置町村数	未設置町村数	
995	27	5.6

表 17 議会運営委員の任期

（単位：団体）

議会運営委員会 設置町村数	議会運営委員の任期別内訳			
	4 年	2 年	1 年	その他
995	285	643	58	9

8 特別委員会の設置（表 18）

特別委員会を設置している町村は 894 町村（87.5%）であり、未設置は 128 町村（12.5%）である。

特別委員会の設置数は、「5 委員会以上」が 209 町村（設置町村の 23.4%）と多く、「3 委員会」の 183 町村（設置町村の 20.5%）、「2 委員会」の 180 町村（設置町村の 20.1%）、「1 委員会」の 178 町村（設置町村の 19.9%）、「4 委員会」の 144 町村（設置町村の 16.1%）とほぼ同じ 20%前後の割合である。

また、特別委員会の 1 委員会平均定数は、10.4 人であり、1 議会あたりの設置数の平均は 3.2 である。

表 18 特別委員会の設置

（単位：団体）

特別委員会 設置町村数	特別委員会設置数別内訳					特別委員会 未設置町村数	設置数 平均	1 委員会 平均定数 (人)
	5 委員会以上	4 委員会	3 委員会	2 委員会	1 委員会			
894	209	144	183	180	178	128	3.2	10.4

9 議長等の委員への就任状況（表 19）

議長が常任委員に就任しているのは、676 町村（常任委員会設置町村の 67.0%）であり、333 町村（常任委員会設置町村の 33.0%）では、一たん常任委員となった後、議会の同意を得て辞任している。

議会運営委員会の委員に議長が就任しているのは、63 町村（議会運営委員会設置町村の 6.3%）であり、932 町村（議会運営委員会設置町村の 93.7%）では就任していない。

また、副議長は、433 町村（議会運営委員会設置町村の 43.5%）で議会運営委員に就任している。

表 19 議長等の委員への就任状況

（単位：団体）

就任状況等	常任委員会	議会運営委員会	
	議長	議長	副議長
就任している	676	63	433
辞任している 就任していない	333	932	562

10 議会事務局の設置・議会事務局職員の状況・議会事務局長（書記長）の在職年数（表 20～22）

法第 138 条第 2 項により町村の議会事務局は条例で設置できることになっており、事務局を設置しているのは 1,014 町村（99.2%）、未設置は 8 町村（0.8%）である。

議会事務局職員の条例定数の平均は 2.6 人である。（表 20）

また、全町村における議会事務局職員の現在数は、2,585 人であり、1 議会あたりの平均職員数は 2.5 人である。このうち、議会事務局設置町村の職員の現在数は、2,574 人であり、うち専任は 1,941 人（議会事務局設置町村における職員数の 75.4%）、兼任は 633 人（議会事務局設置町村における職員数の 24.6%）である。（表 21）

議会事務局長（書記長）の現在数は 1,014 人であり、在職年数別でみると、「1 年以上 3 年未満」が 404 人（39.8%）と最も多く、次いで「1 年未満」の 291 町村（28.7%）の順であり、3 年未満の議会事務局長（書記長）の割合が約 7 割と高い。（表 22）

表20 議会事務局の設置

(単位:団体)

議会事務局		条例定数平均 (人)	設置町村の職員条例定数合計 (人)
設置町村数	未設置町村数		
1,014	8	2.6	2,625

表21 議会事務局職員の状況

(単位:人)

設置/ 未設置	町村数 (団体)	議会事務局職員						1議会 平均
		事務局長・書記長		職員・書記等		合計		
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	
設置	1,014	803	205	1,138	428	1,941	633	2.5
		1,008		1,566		2,574		
未設置	8	0	6	0	5	0	11	1.4
		6		5		11		
合計	1,022	803	211	1,138	433	1,941	644	2.5
		1,014		1,571		2,585		

表22 議会事務局長(書記長)の在職年数

(単位:人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
専任	222	323	149	97	12	803
兼任	69	81	44	16	1	211
合計	291	404	193	113	13	1,014

11 議会図書室(表23)

議会図書室は法第100条第17項で設置が義務付けられており、同条第15項及び第16項で規定される官報や公報、政府刊行物を保管することになっており、さらに同条第18項でこれを一般にも利用させることができると規定している。

調査日時点で一般にも利用可能な形式で図書室を設置しているのは、462町村(45.2%)であり、560町村(54.8%)ではそのような形式で設置していない。

表23 議会図書室の設置

(単位:団体)

議会図書室	
設置している	設置していない
462	560

12 議会費（平成19年度当初予算）（表24）

平成19年度当初予算額の1町村あたり議会費の全国平均は、82,072千円であり、一般会計歳出総額5,464,290千円に占める割合は、1.5%である。

議会費のうち主なもの（全国平均）は、報酬38,121千円、給料10,014千円、職員手当等18,077千円、共済費8,761千円、旅費2,034千円、負担金・補助及び交付金1,548千円である。

一般会計に占める議会費の割合は、人口規模が大きくなるに従って、低くなっている。

表24 議会費(平成19年度当初予算)

(単位:千円)

費目	全国平均	人口段階区分別平均				
		A	B	C	D	E
報酬	38,121	16,661	23,381	32,185	42,978	56,068
給料	10,014	3,755	6,771	9,091	10,880	14,256
職員手当等	18,077	6,999	11,178	14,878	20,045	27,760
共済費	8,761	3,594	5,440	7,523	9,864	12,771
報償費	22	6	13	22	23	35
旅費	2,034	1,191	1,499	1,797	2,142	2,834
交際費	384	251	306	300	423	528
需用費	1,496	505	935	1,154	1,638	2,437
役務費	235	79	125	166	276	394
委託料	878	252	441	572	1,006	1,591
使用料等	215	128	127	139	229	381
備品購入費	55	18	41	25	49	122
負担金・補助金・ 交付金	1,548	643	852	1,163	1,723	2,572
その他	231	170	265	259	226	197
議会費合計	82,072	34,251	51,375	69,274	91,501	121,946
一般会計 歳入合計	5,464,290	1,692,767	2,897,905	4,183,555	6,199,481	9,068,399
(A) / (B) × 100 (%)	1.5	2.0	1.8	1.7	1.5	1.3

13 議員報酬・委員長報酬・監査委員報酬・特別職報酬等審議会(表25~29)

議員報酬月額全国平均は、議長が287,013円、副議長231,806円、議員210,452円、町村長の給料は680,796円である。これを平成18年度と比較すると、議長は165円、副議長は133円、議員は188円のそれぞれ微減となっている。

人口段階別で見ると、E区分(2万人以上)とA区分(2千人未満)では、議長で110,552円、副議長で100,022円、議員で95,470円の差がある。

議員報酬の町村長給料に対する割合は、全国平均で、議長は42.2%、副議長は34.0%、議員は30.9%である。(表25)

また、減額条例があるのは、議長・副議長・議員ともに198町村(19.4%)である。(表26)

委員長報酬について、別途報酬条例で規定している町村は、常任委員長が489町村(47.8%)、議会運営委員長が439町村(43.0%)であり、全国平均報酬月額は、

常任委員長 212,159 円、議会運営委員長 212,971 円である。

また、委員長報酬について、条例で特に規定していない町村（この場合、議員報酬月額で計算）も含めた全国平均は、常任委員長で 214,509 円、議会運営委員長で 215,043 円である。（表 27）

監査委員報酬の全国平均は、「議員選出」の場合、年額 193,052 円、月額 32,041 円、日額 7,507 円であり、「識見を有する者」の場合、年額 261,268 円、月額 46,687 円、日額 8,472 円である。

また、これを全て月額換算した場合は、「議員選出」の場合、66,514 円、「識見を有する者」の場合、77,507 円である。（表 28）

特別職報酬等審議会を設置しているのは、830 町村（81.2%）である。（表 29）

表 25 議員報酬

（単位：円）

職名	平均 報酬月額	人口段階別平均報酬月額				
		A	B	C	D	E
議長	287,013	223,608	248,089	275,957	297,508	334,160
副議長	231,806	175,154	197,024	221,638	240,586	275,176
議員	210,452	157,459	174,752	199,952	219,837	252,929
常任 委員長	214,509	162,259	180,146	203,638	222,182	255,905
議会運営 委員長	215,043	167,460	178,622	203,797	222,022	255,759
(参考) 町村長 給料	680,796	604,962	642,394	663,231	691,224	739,480

表 26 議員報酬等の減額条例

（単位：団体）

職名	有	人口段階別内訳					無
		A	B	C	D	E	
議長	198	11	42	62	56	27	824
副議長	198	11	42	62	56	27	824
議員	198	11	42	62	56	27	824
常任 委員長	152	9	35	45	44	19	857
議会運営 委員長	145	8	34	44	40	19	850
(参考) 町村長 給料	487	25	72	128	164	98	535

表27 委員長報酬

(単位:円)

職名	報酬条例 制定町村数 (団体)	報酬条例制定町村 の平均報酬月額	全国平均 報酬月額	差額
常任 委員長	489	212,159	214,509	2,349
議会運営 委員長	439	212,971	215,043	2,072

表28 監査委員報酬

(単位:円)

支給方法	議員選出		識見を有する者	
	町村数	平均報酬額	町村数	平均報酬額
年額	419	193,052	418	261,268
月額	386	32,041	402	46,687
日額	217	7,507	202	8,472
合計 (月額換算)	1,022	66,514	1,022	77,507

表29 特別職報酬等審議会の設置

(単位:団体)

特別職報酬等審議会		合計
設置町村数	未設置町村数	
830	192	1,022

14 費用弁償・期末手当(表30~34)

費用弁償(日当)を支給している町村は、対象別では、「本会議」出席が315町村(18年度比3.2ポイント減の30.8%)、「委員会」出席が346町村(18年度比3.4ポイント減の33.9%)である。(表30)

費用弁償の平均支給額は、「本会議」出席が1,509円、「委員会」出席が1,556円である。(表31)

期末手当は、「12月」支給が1,018町村(99.6%)で平均支給率は185/100、「6月」支給が1,006町村(98.4%)で平均支給率は165/100、年間平均支給率は350/100である。(表32・33)

期末手当の加算措置を行っているのは、872町村(85.3%)であり、加算割合は

「15～20%」が437町村（加算町村の50.1%）と最も多く、次いで「5%未満」の162町村（加算町村の18.6%）、「10～15%」の149町村（加算町村の17.1%）の順となっている。（表34）

表30 費用弁償(日当)の支給町村数

(単位:団体)

区分	支給町村数	人口段階別内訳				
	不支給町村数	A	B	C	D	E
本会議	315	16	27	80	103	89
	707	49	136	185	212	125
委員会	346	16	28	87	122	93
	676	49	135	178	193	121

表31 費用弁償(日当)の支給額

(単位:円)

区分	平均支給額	人口段階別平均支給額				
		A	B	C	D	E
本会議	1,509	1,463	1,478	1,371	1,430	1,744
委員会	1,556	1,763	1,461	1,372	1,527	1,759

表32 期末手当の支給町村数

(単位:団体)

支給月	支給町村数	人口段階別内訳				
	不支給町村数	A	B	C	D	E
12月	1,018	64	161	264	315	214
	4	1	2	1	0	0
6月	1,006	63	156	260	314	213
	16	2	7	5	1	1

表33 期末手当の支給率

(単位:百分比)

支給月	平均支給率	人口段階別平均支給率				
		A	B	C	D	E
12月	185 / 100	176 / 100	192 / 100	182 / 100	182 / 100	190 / 100
6月	165 / 100	160 / 100	166 / 100	162 / 100	164 / 100	172 / 100

表34 期末手当の加算措置

(単位:団体)

加算 町村数	加算割合別内訳						未加算 町村数
	5%未満	5～10%	10～15%	15～20%	20～25%	25%以上	
872	162	6	149	437	142	126	150

15 政務調査費 (表 35～37)

政務調査費に関する条例を制定しているのは、200 町村 (19.6%) であり、そのうち収支報告書への領収書を添付しているのは 178 町村 (89.0%) である。(表 35)

政務調査費の交付対象は、「議員」が 103 町村 (交付町村の 51.5%) と最も多く、次いで「会派及び議員」の 61 町村 (交付町村の 30.5%)、「会派」の 36 町村 (交付町村の 18.0%) となっている。

交付方法は、「1 年」が 126 町村 (交付町村の 63.0%) と最も多く、次いで「半年」の 50 町村 (交付町村の 25.0%)、「四半期」が 14 町村 (交付町村の 7.0%)、「毎月」が 7 町村 (交付町村の 3.5%) の順である。(表 36)

1 人あたりの交付額は、月額換算すると、全国平均は 12,119 円であり、交付対象でみると「議員」は 12,547 円、「会派」は 13,053 円、「会派及び議員」は 10,845 円となっている。(表 37)

表35 政務調査費に関する条例の制定

(単位:団体)

条例の制定	
制定している	制定していない
200	822
収支報告書への領収書の添付	
添付している	添付していない
178	22

表36 政務調査費の交付方法

(単位:団体)

交付方法 交付対象	毎月	四半期	半年	1年	その他	合計
議員	5	6	30	60	2	103
会派	1	3	8	24	0	36
会派及び議員	1	5	12	42	1	61
合計	7	14	50	126	3	200

表37 政務調査費の一人あたり交付額月額

(単位:団体)

交付額 交付対象	5000円 未満	5000～ 9999円	10000～ 14999円	15000～ 19999円	20000円 以上	合計	平均 交付額 (円)
議員	15	32	35	6	15	103	12,547
会派	3	14	9	5	5	36	13,053
会派及び議員	10	24	16	2	9	61	10,845
合計	28	70	60	13	29	200	12,119

注) 交付方法が、四半期、半年、1年、その他については、月額に換算している

16 会議録(表38～40)

平成18年6月の法の改正により、会議録については、電磁的記録により調製できることとなったが、調査日において、この方式を取り入れているところは無く、全町村の1,022町村で書面により調製している。

本会議の会議録を「全文記録」により調製しているのは、1,017町村(99.5%)で、「要点記録」により調製しているのは、5町村(0.5%)である。

そのうち「テープおこし等」による方法が、1,011町村(99.4%)、速記者を介して「速記」により調製している方法が、6町村(0.6%)である。

1会議録の平均調製日数は、定例会で52.3日、臨時会で33.1日となっている。(表38)

会議録を配付しているのは、980町村(95.9%)であり、42町村(4.1%)が配付していない。

配付先の内訳をみると、「町村長」や「議員」、「公共施設」が多い。

「町村長」には法第123条第4項で、会議録の写しを添えて会議の結果を報告することになっているので、必ず配付するようになっており、また、「議員」や「長以外の管理職員」などいわゆる関係者のみに配付する町村が多いが、図書館や公民館などの「公共施設」のように住民がよく利用する場所に配付し、住民の利便に供

しているのが 256 町村ある。(表 39)

会議録をホームページ上で公開しているのは、207 町村(20.3%)となっている。

最近では会議録をホームページ上で公開する町村も増えているが、さらに特定のキーワード等で会議録内を検索できる検索機能つきの公開にしているのは、72 町村である。(表 40)

表 38 会議録の調製

(単位:団体)

種別	調製形態		調製方法			1 会議録の平均調製日数(日)	
	書面	電磁的記録	全文記録		要点記録	定例会	臨時会
			テープおこし等	速記			
本会議	1,022	0	1,011	6	5	52.3	33.1

表 39 会議録の配付

(単位:団体)

種別	配付	配付先(複数選択)						配付せず
		議員	町村長	長以外の管理職員	行政委員会	公共施設	その他	
本会議	980	313	956	174	18	256	65	42

表 40 会議録のホームページ上での公開

(単位:団体)

種別	公開している		公開していない
	検索機能がついている	閲覧のみできる	
本会議	72	135	815

17 委員会・協議会記録(表 41~42)

委員会記録を作成しているのは、913 町村(89.3%)であり、協議会記録を作成しているのは 594 町村(58.1%)である。

委員会記録の調製方法は、「要点記録」によるが 692 町村(委員会記録作成町村の 75.8%)と最も多く、次いで、「全文記録によるテープおこし等」が 215 町村(委員会記録作成町村の 23.5%)、「全文記録による速記」が 6 町村(委員会記録作成町村の 0.7%)という順である。

これは協議会記録についても、同様の傾向で、「要点記録」によるが 507 町村(協議会記録作成町村の 85.4%)と最も多く、次いで「全文記録によるテープおこし等」が 84 町村(協議会記録作成町村の 14.1%)、「全文記録による速記」が 3 町村(協

議会記録作成町村の0.5%)という順である。(表41)

また、委員会記録をホームページ上で公開しているのが20町村(2.0%)であり、協議会記録も2町村(0.2%)である。(表42)

表41 委員会・協議会記録の作成

(単位:団体)

種別	作成している 町村数	調製方法による内訳			作成していない 町村数
		全文記録		要点記録	
		テープおこし等	速記		
委員会記録	913	215	6	692	109
協議会記録	594	84	3	507	428

表42 委員会・協議会記録のホームページ上での公開

(単位:団体)

本会議の種別	公開している		公開していない
	検索機能がついている	閲覧のみできる	
委員会記録	6	14	1,002
協議会記録	0	2	1,020